

《 商業統計調査のしくみ 》

1 調査の目的

商業統計調査は、国の指定統計（指定統計第23号）として、日本標準産業分類で卸売・小売業に属する事業所を調査し、その事業所の分布状況、販売活動を把握し、さらに業種別、地域別などに区分し、商業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）及びこれに基づく商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）の定めに基づいて実施される。

3 調査期日

平成14年6月1日現在で、実施した。

なお、本調査は、昭和27年以来2年ごとに実施してきており、昭和51年調査以降は、3年ごとに改められ、平成9年調査からは5年ごとに実施し、その中間年（本調査から2年後）に簡易調査を実施することとしている。今回は、本調査である。

年次別の調査期日は、下記のとおり

調査年次	調査の種類	調査期日	調査年次	調査の種類	調査期日
昭和27年(1952)	甲・乙	9月1日	54年(1979)	甲・乙・丙・丙の2	6月1日
29年(1954)	"	9月1日	57年(1982)	"	6月1日
31年(1956)	"	7月1日	60年(1985)	甲・乙	5月1日
33年(1958)	"	7月1日	61年(1986)	丙	10月1日
35年(1960)	甲・乙・丙	6月1日	63年(1988)	甲・乙	6月1日
37年(1962)	"	7月1日	平成 元年(1989)	丙	10月1日
39年(1964)	"	7月1日	3年(1991)	甲・乙	7月1日
41年(1966)	"	7月1日	4年(1992)	丙	10月1日
43年(1968)	"	7月1日	6年(1994)	甲・乙	7月1日
45年(1970)	"	6月1日	9年(1997)	"	6月1日
47年(1972)	"	5月1日	11年(1999)	"(簡易調査)	7月1日
49年(1974)	"	5月1日	14年(2002)	甲・乙	6月1日
51年(1976)	"	5月1日			

甲調査 = 法人組織の卸売・小売業（昭和27年～33年は飲食店を含む。）

乙調査 = 個人経営の卸売・小売業（ " " ）

丙調査 = 一般飲食店（昭和35年～51年はその他の飲食店を含む。）

丙の2 = その他の飲食店

4 調査の範囲

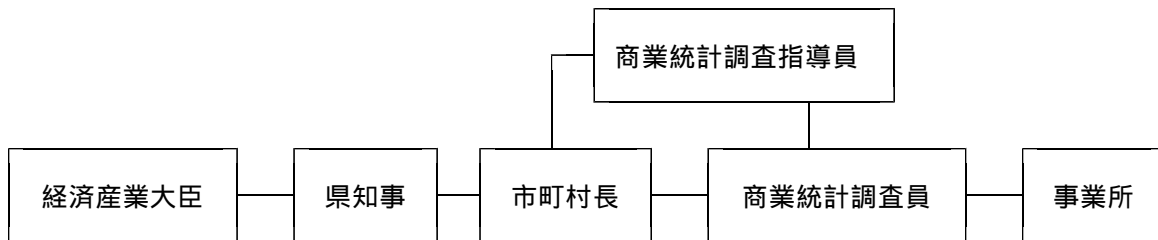
日本標準産業分類による大分類J - 卸売・小売業に属する事業所を調査の範囲としている。

調査は、公営、民営の事業所を対象としているが、駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など料金を支払って出入りする有料施設内の事業所は、民営であっても調査の対象としない。ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象とする。

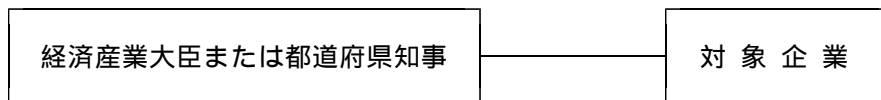
5 調査の経路

商業統計調査の調査経路及び調査方法は以下の、による。

県知事が委嘱した調査員が調査票をそれぞれ卸売・小売業を営む事業所に配布して、事業所が自ら記入する方法（自計方式）による調査員調査方式



一部の指定事業所については、国及び都道府県が事業所の本社、本店等（企業）に直接本社、本店等を含む全ての事業所分についての調査票への記入を依頼し、収集する方法による本社等一括調査方式



《 利 用 上 の 注 意 》

1 主な用語の説明

(1) 事業所

原則として一定の場所すなわち一区画を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所

主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）などを販売する事業所

製造業の会社が別の場所に経営している自社製品の販売事業所（主として統括的・管理的事務を行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自社製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。

商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業でなく卸売業とする。

「代理商、仲立業」とは、主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所をいう。代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

商品を小売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。

但し、修理のみを専業としている事業所は、修理業（サービス業（他に分類されないもの））である。この場合、修理のために部品などを取り替えても、商品の販売とはしない。

製造小売事業所（自店で製造した商品をもその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

ガソリンスタンド。

主として、無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売、又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所をいう。

別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で、他の事業所によって経営されている場合は、それぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 従業者及び就業者

平成 14 年 6 月 1 日現在で、その事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。商業統計調査でいう従業者とは「個人事業主及び無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」、「出向・派遣受入者」を併せたものをいう。

「個人事業主及び無給家族従業者」とは、「個人事業主」は個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者、「無給家族従業者」は個人事業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事務所の仕事を手伝っている者をいう。

「有給役員」とは、法人、団体の役員(常勤、非常勤を問わない)で給与を受けている者をいう。

「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ ア、イ以外の雇用者のうち、平成 14 年の 4 月と 5 月のそれぞれの月に 18 日以上雇用されていた者

「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で 1ヶ月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

「派遣・下請受入者」とは、他の会社など別経営の事業所から派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所から来て業務に従事している者をいう。

「パート・アルバイト等の 8 時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイト等従業者について平均的な 1 日当たりの労働時間である 8 時間に換算したものをいう。

(5) 年間商品販売額

平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの 1 年間の商品販売額をいい、消費税額を含む。

(6) その他の収入額

平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの 1 年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動以外の事業による収入額を合計したもので、消費税を含む。

なお、「製造業出荷額」とは、自店で製造した商品の卸売販売額、原材料を支給し委託生産したものに自社で加工処理して完成させた商品の卸売販売額、受託製造の加工賃収入額。「飲食部門収入額」とは、飲食できる設備を有し、その場所で料理等を飲食させた収入額。「サービス業収入額」とは、販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、D P E (写真の現像・焼付・引伸)取次手数料などのサービスの提供に対する収入額。

(7) 年間商品販売額の販売方法別割合

現金販売

小切手、商品券、プリペイドカード、デビットカードによる販売も含める。

クレジットカードによる販売

購入者が信販会社等の提供(あっせん)する「クレジットカード」を利用して、商品をクレジットカード販売するものをいう。

掛売・その他

「クレジットカードによる販売」以外の信用販売をいう。

手形による取引、クレジットカードを用いない割賦販売、非割賦販売等をいう。

また、新聞、牛乳の月極販売もここに含める。

(8) 商品手持額

平成 14 年 3 月末日現在，販売目的で保有している全ての手持商品額（仕入れ時の原価による）。

(9) 商品販売形態（小売業のみ）

店頭販売

店頭で商品を販売する場合をいう。

訪問販売

セールスマン等が家庭などを訪問して商品を販売する場合をいう。

通信・カタログ販売

カタログ，テレビ，ラジオ等の媒体を用いて P R を行い，消費者から郵便，電話，銀行振込などの通信手段による購入の申込を受けて商品を販売する場合をいう。

自動販売機による販売

事業所が管理している自動販売機で商品を販売する場合をいう。

その他

ピザの宅配，仕出し屋，生活協同組合の「共同購入方式」や新聞，牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売する場合をいう。

(10) セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは，商品の無包装，あるいはプリパッケージされ，値段が付けられていること，備え付けの買い物カゴ，ショッピングカートなどで客が自由に商品を取り集められる形式，売場の出口などに設けられた勘定場で客が一括して代金の支払いを行う形式，の三つの条件を兼ねている場合をいう。

商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは，上記条件による販売を売場面積の 50 % 以上で行っている事業所をいう。

(11) 売場面積（小売業のみ）

平成 14 年 6 月 1 日現在で，事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶，屋外展示場，配送所，階段，連絡通路，エレベーター，エスカレーター，休憩室，洗面所，事務室，倉庫等，また他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし，牛乳小売業，自動車（新車，中古車）小売業，建具小売業，畳小売業，ガソリンスタンド及び新聞小売業，また，店頭での販売がない訪問販売，通信・カタログ販売など売場面積のない事業所は調査を行っていないため，統計表中は「不詳」と表している。

なお，「テナント」とは，百貨店やスーパーなどの構内の一区画を賃借し，出店している別経営の事業所をいう。百貨店やスーパーなどが他の販売業者に店舗内の一部で商品を販売させ，売上げ金は百貨店やスーパーが一括管理し，一定期日に販売した商品の仕入相当額を販売業者に支払う「消化仕入れ」とは異なる。

(12) 営業時間（小売業のみ）

原則，調査期日時点での営業時間（通常の営業時間）をいい，1 時間未満の営業時間は切り捨てとする。

なお，牛乳小売業，新聞小売業に属する事業所の営業時間は調査していないため，統計表中は「不詳」と表している。

(13) 来客用駐車場（小売業のみ）

平成 14 年 6 月 1 日現在で，来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。

なお、ガソリンスタンドについては調査をしていない。

専用駐車場

自己所有又は契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいう。

共用駐車場

他の事業所等と共用で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明白になっていない来客用の駐車場をいう。

収容台数

満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではない。

(14) 大規模小売店舗

「大規模小売店舗立地法」(平成10年法律第91号)で定める一つの建物であって、その建物内の店舗面積の合計が1000㎡を超える店舗をいう。

(15) 広域圏別の範囲 (市町村名は、調査時点(平成14年6月1日)の名称となっている。)

広域圏別	市 町 村 名
仙 南 (2市7町)	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町
仙 台 都 市 (5市8町1村)	仙台市(青葉区, 宮城野区, 若林区, 太白区, 泉区), 塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 亘理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大郷町, 富谷町, 大衡村
大 崎 (1市13町)	古川市, 中新田町, 小野田町, 宮崎町, 色麻町, 松山町, 三本木町, 鹿島台町, 岩出山町, 鳴子町, 涌谷町, 田尻町, 小牛田町, 南郷町
栗 原 (9町1村)	築館町, 若柳町, 栗駒町, 高清水町, 一迫町, 瀬峰町, 鶯沢町, 金成町, 志波姫町, 花山村
登 米 (8町)	迫町, 登米町, 東和町, 中田町, 豊里町, 米山町, 石越町, 南方町
石 巻 (1市9町)	石巻市, 河北町, 矢本町, 雄勝町, 河南町, 桃生町, 鳴瀬町, 北上町, 女川町, 牡鹿町
気仙沼・本吉 (1市5町)	気仙沼市, 志津川町, 津山町, 本吉町, 唐桑町, 歌津町

(16) 産業分類の格付け方法

日本標準産業分類及び商品分類による。

数種類の商品を販売している場合は、年間販売額のうち卸売、小売のそれぞれの販売額を比較して、いずれが多いかによって卸売業、小売業と決定する。

具体的な格付方法は巻末の付録を参照のこと。

(17) 産業細分類の新設について

日本標準産業分類の改訂(平成14年3月7日総務省告示第139号)により、平成14年において業態区分の定義の見直しが行っている。このため、平成11年の数値を平成14年の定義に合わせて組み替えていることから、平成11年公表値とは一致しないことがある。

なお、改訂に伴い新設された「産業分類 5791 コンビニエンスストア」と「業態分類によるコンビニエンスストア」の定義には相違があるので、利用に当たっては留意されたい。

(別表「業態分類表」参照)

2 記号及び注記

- (1) 統計表中の「-」は該当数値なし、「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満、「」はマイナスの数値を表している。「」は1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の事業所の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、3以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。
- (2) 「年間商品販売額」、「その他の収入額」の数値については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。
- (3) 本文中及び統計表中の「構成比」については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。
- (4) 「売場面積1㎡当たり年間商品販売額」は、売場面積を持つ商店についてのみ算出している。
- (5) 「従業者1人当たりの年間商品販売額」、「就業者1人当たりの年間商品販売額」の従業者数及び就業者数は、「パート・アルバイト等」の従業者について8時間換算(平成14年から調査)したものをを用いて算出している。
- (6) この調査は、調査間隔が異なるので、増減率(前回比)を年平均で比較できるように年平均増減率も算出している。年平均率の算出については、次の方法により行っている。

$$\left(\sqrt{\frac{\text{今回調査値}}{\text{前回調査値}}} - 1 \right) \times 100$$

の値

昭和49年 = -	24 12	51年 = -	24 12	54年 = -	37 12	57年 = -	36 12	60年 = -	35 12	63年 = -	37 12
平成3年 = -	37 12	6年 = -	36 12	9年 = -	35 12	11年 = -	25 12	14年 = -	35 12		

3 その他の注意事項

- (1) 平成11年調査では民営の事業所のみを調査対象範囲としていたが、平成14年調査では公営事業所についても対象範囲に含んでいる。
- (2) これまで、自動車販売会社(ディーラー)の本社・本店等と営業所間の帳簿の振り替えを含めて卸売販売額としていたものを、今回から、「自動車の業務用販売額をもって卸売販売額とする」ことに定義を変更している。
- (3) この報告書の数値は、本県独自の集計によりとりまとめたもので、経済産業省が公表する数値と相違することがある。
- (4) 本冊子に掲載された数値を他に転載する場合は「宮城県の商業(平成14年商業統計調査結果報告書)」による旨を明記のこと。

(5) この報告書についての照会先

〒980 - 8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県企画部統計課商工経済班

TEL 022 - 211 - 2458